

19 犯罪被害者等支援の充実強化

1 犯罪被害者等支援の推進

【提案内容】

提出先 警察庁

犯罪被害者等が必要とする多様な支援が、どこに住んでいても等しく、切れ目なく受けられるよう、国において**犯罪被害者等支援施策の標準化**を図ること。併せて、犯罪被害者等支援に取り組む**地方自治体の財政負担の軽減のための所要の措置**を講じること。

◆現状・課題

犯罪被害者等基本法第4条では、国の責務として「犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。」とし、また同法第5条では、地方自治体の責務として「犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方自治体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」となっており、被害者支援のための条例制定を含め、支援施策の内容は地方自治体の判断となっている。

本県は、都道府県で2番目に犯罪被害者等支援条例を制定し、県警察、民間支援団体との連携によるかながわ犯罪被害者サポートステーションにおいて先駆的な取組を進めてきたが、県内の市町村の条例制定率は、令和6年4月時点で30%に留まり、見舞金等の経済的支援の制度化も一部に留まる。また、全国的にも、市町村の条例制定率や支援内容について地域差が生じている。犯罪の発生場所や被害者の居住場所にかかわらず、被害者に寄り添ったきめ細かな支援が等しく受けられるような環境整備が望まれる。

そのため、地域による支援の不均衡が生じないように、各主体が取り組む施策の標準化を図る必要がある。令和6年4月に公表された「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめ結果で、国・都道府県・市町村などに期待される役割が示されたところであり、その実現のためには、国の役割とされている地方自治体向けの研修や各種手引き・ハンドブック等の作成について、早期の実施が必要である。

また、現在、経済的支援や公費による法律相談などの犯罪被害者等支援は地方自治体の自主財源で行われているが、地方自治体の支援施策強化には財政負担が伴い、地域における支援格差の一因になることが懸念されるため、全ての地方自治体で一定水準以上の支援施策が講じられるよう、国による財政支援措置の充実が必要である。

犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況



◆実現による効果

犯罪被害者等支援の全国的な底上げが図られるとともに、犯罪被害者等が必要とする多様な支援が、地域差がなく受けられる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局くらし安全交通課)